

子育てのための施設等利用給付認定 お手続きについての手引き ～幼児教育・保育の無償化～

【問い合わせ先】

〈私立の幼稚園等の預かり保育・一時預かり・認可外保育施設等をご利用の方〉

茨城町保健福祉部こども課 TEL：029-240-7144（直通）

〈公立の幼稚園等の預かり保育をご利用の方〉

茨城町教育委員会学校教育課 TEL：029-240-7121（直通）



1. 幼児教育・保育の無償化

令和元年 10 月から国における幼児教育・保育の無償化が開始されました。幼稚園（新制度未移行園）や幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設等の利用料に対する給付（子育てのための施設等利用給付＝上限の範囲内での「無償化」）を受けるための「認定」手続きについてご案内します。

2. 施設等利用給付認定

施設等利用給付 第 1 号認定（新 1 号認定）とは

幼稚園（新制度未移行園）等を利用する満 3 歳以上を対象とする認定（保育の必要性なし）

施設等利用給付 第 2 号認定（新 2 号認定）とは

幼稚園（新制度未移行園、新制度移行園等や認定こども園（幼稚園機能部分に限る）、認可外保育施設等）を利用する保育の必要性がある 3 歳～5 歳（認定希望日の属する年度の 4 月 1 日時点の年齢）を対象とする認定

施設等利用給付 第 3 号認定（新 3 号認定）とは

幼稚園（新制度未移行園、新制度移行園等や認定こども園（幼稚園機能部分に限る））を利用する保育の必要性のある満 3 歳（認定希望日の属する年度の 4 月 1 日時点の年齢が 2 歳に限る）、または、認可外保育施設等を利用する保育の必要性がある 0 歳～2 歳（認定希望日の属する年度の 4 月 1 日時点の年齢）を対象とする認定（市町村民税非課税世帯に限る）

認定区分	年齢	利用施設等	保育の 必要性	無償化の対象となる費用
新 1 号認定	満 3 歳以上	・ 幼稚園（新制度未移行園）等	なし	・ 幼稚園等の利用料（保育料） 及び入園料 ※上限あり ※預かり保育の利用料は対象外
新 2 号認定	3 歳～5 歳（認定希望日の属する年度の 4 月 1 日時点における年齢）	・ 認定こども園（幼稚園機能部分に限る） ・ 幼稚園（新制度移行園）等 ・ 認可外保育施設等	あり	・ 幼稚園等の利用料（保育料） 及び入園料 ※上限あり ※認定こども園、幼稚園（新制度移行園）を利用する場合は、町で決定する利用者負担額（保育料）が無償となります。
新 3 号認定 ※市町村民税 非課税世帯 に限る	0 歳～2 歳（認定希望日の属する年度の 4 月 1 日時点における年齢）			・ 預かり保育の利用料 ※上限あり ・ 認可外保育施設等の利用料 ※上限あり

3. 幼稚園（新制度未移行園）・特別支援学校幼稚部に在園（予定）の方
または幼稚園や認定こども園の預かり保育を利用（予定）の方

無償化を申請するサービス	無償化対象となる世帯	提出書類		
		施設等利用給付認定申請書	保育を必要とする事由を証明する書類	市町村民税非課税世帯であることを証明する書類
教育時間のみ※1（保育サービス※2の無償化を申請しない場合）	全世帯	○	—	—
教育時間に加えて保育サービス※2の無償化を申請する場合	保育を必要とする事由に該当する場合	○	○	○※3

※1 すでに1号（教育）認定を受けて幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）を利用している場合は、無償化を受けるために、施設等利用給付認定を受ける必要はありません。

ただし、教育時間に加えて預かり保育を利用し、その無償化を希望する場合には、施設等利用給付（第2号＝新2号または第3号＝新3号）の認定を受けてください。

幼稚園（新制度未移行園）・特別支援学校幼稚部に在園（予定）の場合は、無償化を受けるために、施設等利用給付認定（第1号＝新1号）を受ける必要があります。

※2 保育サービス：預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

※3 市町村民税非課税世帯の方で、かつ、お子さまが満3歳児（3歳になってから最初の3月31日までの間）の場合に限り、提出が必要です。過去2年間に於いて茨城町以外で居住した（茨城町以外で住民登録があった）期間のない方は、提出が不要となります。

例）令和5年4月から認定を受ける場合、「令和4年度非課税証明書（内容は令和3年中の収入等に基づくもの）」が必要です。提出の有無については、茨城町へお問い合わせください。

4. 認可外保育施設等を利用（予定）の方

< 0～2歳児及び満3歳児（3歳になってから最初の3月31日までの間） >

無償化を申請するサービス	無償化対象となる世帯	提出書類		
		施設等利用給付認定申請書	保育を必要とする事由を証明する書類	市町村民税非課税世帯であることを証明する書類
・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業	住民税非課税世帯で、かつ、 保育を必要とする事由 に該当する場合	○	○	○※1

※1 過去2年間に於いて茨城県以外で居住した（茨城県以外で住民登録があった）期間のない方は、提出が不要となります。

例）令和5年4月から認定を受ける場合、「令和4年度非課税証明書（内容は令和3年中の収入等に基づくもの）」が必要です。提出の有無については、茨城県へお問い合わせください。

< 3歳になってから最初の4月1日以降～5歳児 >

無償化を申請するサービス	無償化対象となる世帯	提出書類		
		施設等利用給付認定申請書	保育を必要とする事由を証明する書類	市町村民税非課税世帯であることを証明する書類
・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業	保育を必要とする事由 に該当する場合	○	○	—

5. 施設等利用給付認定（第2号、第3号）における「保育を必要とする事由」

幼稚園等の預かり保育や、認可外保育施設等の利用料に対する給付（施設等利用給付＝「無償化」）を受けるためには、以下の「保育を必要とする事由」に該当し、要件を証明する書類を添付して施設等利用給付認定（第2号または第3号）の申請をする必要があります。

これらの事由がなくなった場合は、町に認定区分の変更（取下げ）の申請をする必要があります。

また、★印の事由の場合は、他よりも認定期間が短くなりますのでご注意ください。

事由	要件	証明する書類
就労	保護者が月64時間以上就労している場合	就労中の方…就労証明書
		就労見込の方…就労見込証明書 (勤務開始以降に再提出あり)
		自営業者の方 } 就労状況申告書（ほか開業届等） 農業従事者 }
妊娠・出産★	保護者が妊娠中又は出産後間もない場合	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日記載箇所）
疾病・障害	保護者が疾病やけが、あるいは心身に障害があることにより、子どもの保育にあたれない場合	疾病…医師の診断書（保育困難であることが明記され、 診断日及び療育期間の記載があるもの）
		障害…障害者手帳等の写し
介護・看護	子どもの家庭または家庭外において、病気や心身に障害のある親族がおり、月64時間以上の介護・看護を要するため、子どもの保育にあたれない場合	介護…関係書類（介護保険証の写し、ケアプラン）
		看護…関係書類（医師の診断書、障害者手帳の写し）
求職活動★	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合	就労確約書（ハローワークカードの写し等活動状況がわかるものがあれば添付）
就学	保護者が学校又は職業訓練校に、月64時間以上在学している場合	在学証明書と時間割・カリキュラム等の写し
災害復旧★	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に月64時間以上従事している場合	り災証明書の写し
その他	上記に類似する、子どもの保育にあたれない特別な事情がある場合	左記の事由を客観的に証明する書類 (詳しくは、茨城町こども課にご相談ください。)

※父母ともに保育の必要性を証明する書類が必要となります。

6. 市町村民税非課税世帯であることを証明する書類

0～2歳児及び満3歳児（3歳になってから最初の3月31日までの間）で認可外保育施設等の利用料に対する給付（施設等利用給付＝「無償化」）を受けるためには、「保育を必要とする事由」を証明する書類に加えて、「市町村民税非課税世帯」であることを証明する書類を添付して、施設等利用給付認定（第3号）の申請をする必要があります。

市町村民税非課税となる世帯	証明する書類
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	生活保護受給証明書の写し
保護者が里親である世帯	措置決定通知書の写し
市町村民税非課税世帯	〇〇年度※ 町民税・県民税 非課税証明書の原本（算定根拠となる年度の1月1日時点で茨城県にお住まいの場合は添付不要です。）

※どの年度の通知書、証明書が必要かは、認定申請月によって異なります。取得の際は、下図をご参照ください。

《算定根拠となる切り替え時期》

4月～8月 （前年度市町村民税に基づく負担額）	9月～3月 （当年度市町村民税に基づく負担額）
----------------------------	----------------------------

7. 認定申請の受付

認定申請にあたっては、希望する区分に応じて必要な書類を作成し、こども課（公立施設については学校教育課）に提出してください。また、無償化の給付を受けるには、事前に認定を受けた上で利用する必要があります（認定を受けていなかった期間については無償化の対象外です。）。

利用中の施設など、町以外へ提出する場合は、氏名を明記した封筒に、提出者の本人確認書類の写し及び世帯全員のマイナンバー確認書類の写しを封入して提出してください。

新年度4月からの認定を希望する場合

【対象者】

- ◆新年度から認可外保育施設等を利用する3歳児～5歳児
- ◆新年度から認可外保育施設等を利用する住民税非課税世帯の0歳児～2歳児
- ◆すでに認可外保育施設等を利用中で、新年度に3歳児クラスに進級する方

【申請受付期間】

認定を受けたい前年度の2月21日から3月20日（20日が土日、祝日の場合は翌開庁日）まで

【申請先】

茨城町保健福祉部こども課（公立施設については教育委員会学校教育課）

※施設がとりまとめることもありますので、事前に利用（予定）施設に確認をお願いします。

年度途中（5月以降）からの認定を希望する場合

- ◆利用開始月の前月の20日（20日が土日、祝日の場合は翌開庁日）までに申請してください。
- ◆申請が遅れた場合でも、利用月の前月中であれば随時受け付けしますので、ご相談ください。
- ◆施設がとりまとめることもありますので、事前に利用（予定）施設に確認をお願いします。

8. 現況確認

給付の認定を受けた方は、年に1度、「現況届」の提出が必要となります。提出がない場合や保育の必要性を確認できない場合、施設等利用給付を受けられなくなることがあります。

現況届に必要な書類は、町から施設経由または直接郵送により別途ご案内します。

9. 無償化の対象と支給限度額

幼児教育・保育の無償化による給付は、施設等利用給付認定を受けたお子さまが対象となります。
無償化の対象となる費用は、保育料です。

※日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等、実費として徴収される費用は給付対象となりません。

＜幼稚園（新制度未移行園）の利用料＞

年齢区分	月当たりの限度額
満3歳以上	25,700 円

※預かり保育の利用を無償化の対象とするためには、保育の必要性の認定が必要です。

＜幼稚園（新制度移行園・未移行園）、認定こども園における預かり保育＞ 保育の必要性の認定が必要

年齢区分	月当たりの限度額
3～5歳児	11,300 円
満3歳児（市民税非課税世帯に限る）	16,300 円

＜認可外保育施設、一時預かり事業など＞ 保育の必要性の認定が必要

年齢区分	月当たりの限度額
3～5歳児	37,000 円
0～2歳児（市民税非課税世帯に限る）	42,000 円

10. 無償化給付の請求について

無償化対象となる保育料は一度通常通り施設にお支払いいただき、四半期ごとに無償化給付を受けるための請求書の提出が必要です。施設が発行する利用料等の内訳を示した「領収証」及び「提供証明書」を添付して、請求書を提出してください。茨城町が請求書類を審査後、保護者名義の口座へ支給します。なお、請求書は四半期ごとに提出（3か月分をまとめて請求）してください。

＜無償化給付の支払い予定＞

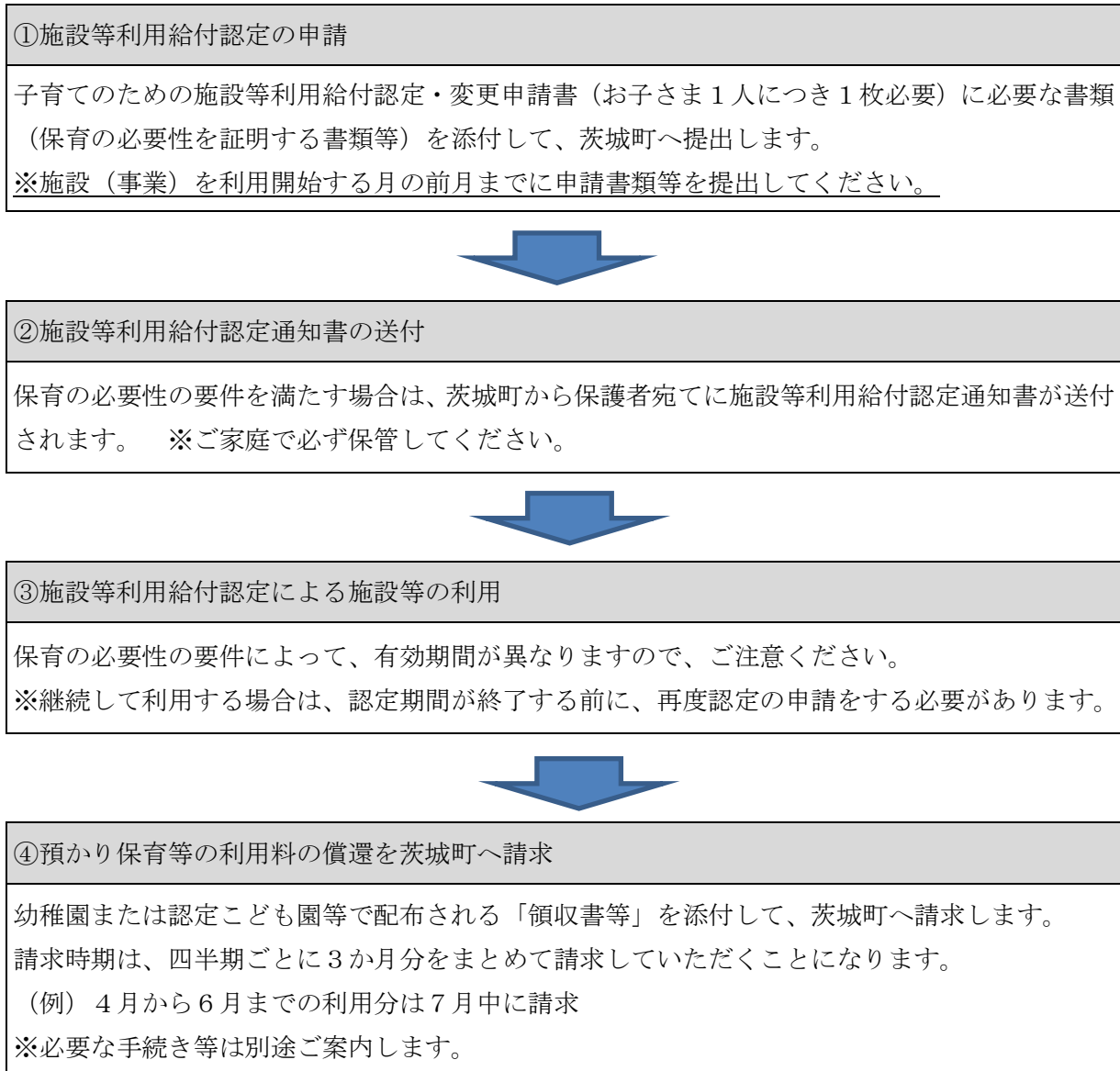
	利用月	受付時期	支払い予定時期
第1回目	4～6月分	7月中	請求があつてから 概ね1～2か月後
第2回目	7～9月分	10月中	
第3回目	10～12月分	1月中	
第4回目	1～3月分	4月中	

※初回の請求時に入金口座の名義人・口座番号が分かる書類（通帳のコピー）を添付してください。

※利用施設がとりまとめる場合があります。事前に利用施設に確認をお願いします。

※利用した施設への支払い日程及び施設からの領収証等発行の都合上、各受付月（7月、10月、1月、4月）に請求が間に合わない場合は、受付月の翌月以降でも対応いたします。

1 1. 幼児教育・保育の無償化の手続きの流れ



1 2. 注意事項について

- ◆給付認定後に家庭の状況または就労状況等に変更があった場合は、保護者の方より変更手続きが必要となりますので、茨城町へ変更申請書及び必要書類の提出をお願いします。
- ◆認定期間を終了したまま、変更申請の手続きをせず、新たな保育事由による認定を受けていない状態で施設等を利用した場合、無償化の対象外となり、利用料等の償還を受けられなくなりますので、十分ご注意ください。
- ◆茨城町外へ転出した場合、転出先の市町村で無償化の対象となりますので、住民登録がある市町村の担当課でお手続きを行ってください。また、必ず茨城町へ転出に伴うお手続きと利用中の施設等へ転出した旨の連絡を行ってください。